

## 令和3年度 第2回焼津市公民館運営審議会 議事録

1 日 時 令和3年11月26日(金) 午後1時55分～午後3時15分

2 場 所 焼津公民館 大集会室

## 3 出席者

(委員) 村松晶子委員、関富美子委員、小杉山正雄委員、志白清子委員、奥山喜代子委員、松永哲雄委員、杉山秀夫委員、小城茂子委員、高柳恵子委員、高橋昭委員、本間布美子委員、橋本登委員、林紘一朗委員、巻田幹彦委員  
欠席/鈴木定子委員

(事務局) 小梁生きがい・交流部長、見崎スマイルライフ推進課長、山本生涯学習担当主幹  
植村生涯学習担当主任主査、小林生涯学習担当主査、  
増田東益津公民館長、曾根大富公民館長、池谷小川公民館長、小林和田公民館長、  
大石豊田公民館長、松下港公民館長、清水大村公民館長、増田焼津公民館長、  
谷澤大井川公民館長、

## 4 内 容 (1) 報告事項

- ① 令和3年度上半期の活動報告について
- ② 地域交流センター化について

## (2) その他・連絡事項

- ① 第3回焼津市公民館運営審議会の日程変更のお願い

[1] 開 会 進行・・・見崎課長

[2] 部長あいさつ (小梁生きがい・交流部長)

皆さんこんにちは。生きがい・交流部長をしています小梁と申します。改めまして第2回焼津市公民館運営審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から公民館活動に関しましてご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在のコロナ禍で、昨年今年となかなか思ったような公民館活動ができていません。とにかく落ち着いてきたのは確かです。今年の8月末には1日で焼津で最高50人出ました。11月になってからはほとんど出ない状況に落ち着いています。ここで参考までに焼津市のワクチン接種の状況をお話しますと、現時点で12歳以上の市民にワクチン接種をしていますが、そのうちの85%が終わっています。そして12月から医療関係者への接種が始まり、来年2月から8か月経った高齢者への3回目のワクチンが始まる予定です。また、5歳以上11歳までを新たに加え、こちらの接種も2回、2月以降に行っていく状況であります。コロナ禍でなかなか感染者が出ないと言っても従前どおりの形には戻らないと思います。感染防止対策をしっかりと実施してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

本日は令和3年度各公民館の上半期の活動報告、そして公民館の地域交流センター化につきまして皆様方の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。本日はよろしく申し上げます。

[3] 会長あいさつ (松永会長)

皆さんこんにちは。本日は、令和3年度第2回焼津市公民館運営審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より公民館運営審議会の運営に、ご理

解とご協力をいただき、併せて御礼申し上げます。

さて、部長がおっしゃったように焼津市においても一時50人を超える感染者がいましたが、だいぶ下火になって良いのかなと思っています。それでも日常生活や社会経済に甚大な影響を及ぼしております。

各公民館におかれましても自主講座等の活動も約2カ月間の自粛を余儀なくされ、10月より「三密」を避けながら、利用者に対し、マスクの着用、手指の消毒、検温等の十分な感染対策をとった上で、公民館活動を運営していると伺っております。

いずれにしましても、一人ひとりがより一層の感染対策の徹底を求められているものと感じております。

今日の議事といたしましては、例年であれば10月から11月にかけて、各公民館で開催された公民館まつり等の報告をしていただくのですが、緊急事態宣言等により中止や延期になってしまいましたので、本年は令和3年度上半期の活動について各公民館から報告をお願いします。また、地域交流センター化について、現状を市当局よりご報告いただこうと思っております。皆様方には、是非とも忌憚のないご意見等をいただきますようよろしくお願い致します。皆様のご協力により議事がスムーズに進行できることを期待いたしまして、あいさつに代えさせていただきます。今日はよろしくお願い致します。

※見崎課長より、焼津市公民館条例施行規則第10条に基づき、委員の出席者が過半数を超えており、会が成立することを報告。

※以降議事。議長は、松永会長が務める。

※ここで、松永会長が、議事録署名人に杉山秀夫委員を指名した。

#### [4] 報告事項

##### ①令和3年度上半期の活動報告について

※各公民館長より、令和3年度上半期の活動報告について説明。

##### (東益津公民館)

東益津公民館の増田です。

(1) 報告事項の①令和3年度上半期の活動報告について東益津公民館から順次説明致します。資料は、資料1をご覧ください。

本年度上半期では、新型コロナウイルス感染症拡大、コロナ禍にあって、マスク着用、密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、検温等推奨される対策を取りながら、公民館事業を実施してまいりましたが、報告一覧をご覧のとおり、特に8月以降は、いわゆる第5波襲来に伴うまん延防止等重点措置、緊急事態宣言発出もあり、単発講座、自主講座、成人・高齢者学級、社会学級等計画していた事業・活動を中止あるいは延期する等かなりの影響を受けております。時宜を得るべく多様な内容での開催を計画しておりましたので非常に残念でありました。

しかし、そのような中ではありますが、高齢者学級である高草学級において、小学校との複合施設という特徴を活かした取り組みである東益津小学校4年生児童との交流会を2年ぶりに実施できたこと、地域で自然・歴史教育に取り組む市民団体「やきつべの里フォーラム」の皆さんと30年の長きにわたり連携し、地域の青少年に里山の自然や地域の歴史・文化を学んでもらっている「ふるさとジュニアカレッジ」を実施できたことは、当公民館や地域のこれまで大切にしてきた歴史・取り組みを、これからも引き継いでいくという意味からとても良かったと感じております。

最後にコミュニティ関連事業ですが、東益津地区の東部コミュニティ推進協議会及び地域福祉推進委員会においては、それぞれ会員である地域住民の企画・運営により、環境整備や

スポーツ大会、青少年健全育成のためのイベント、福祉関連事業など地域住民の連帯、明るく豊かな地域社会の形成などに資する事業・活動を計画しておりましたが、公民館の各講座・学級と同様、中止したものが多く、役員はじめ地域の皆さんにとっても残念な上半期だったのではないかと思います。

なお、東益津公民館まつりである「高麓祭」は、上半期事業には含まれませんが、本年度もコロナ禍において実施することが難しいとの判断により、来年1月から3月までを期間とした自主講座及び自主グループの作品展示に代えさせていただくこととなりましたのでご報告致します。以上でございます。

#### (大富公民館)

大富公民館曾根です。よろしく申し上げます。

今年度上半期の活動報告をします。

大富公民館では、自主講座29、自主グループ18の計47講座を開講しています。まん延防止措置や緊急事態宣言等により、169回中止となりました。学級長会議につきましては、5月22日の第1回は通常どおり行いましたが、8月28日に予定していた第2回は書面会議となりました。

公民館主催の高齢者学級は4回開催し、1回中止となりました。成人学級は3回開催し、2回中止となりました。

子どもや親子を対象とした事業では、4月に「親子で手作り母の日スイーツ」、7月に「夏のさっぱりゼリー!」、あと、英語を発音しながら踊る「夏祭りだ! わっしょい!」を開催しました。

単発講座として、「やさしいヨガ」、「マスクケースづくり」を開催しました。歴史講座や練り切りづくり、ピラティス体験は延期となりましたが、10月以降開催しています。その他、パッチワークやリボンヘアアクセサリーを予定していましたが応募が少なかつたため中止しました。

公民館まつりについては、当初10月17、18日で予定していましたが、来年2月に延期としました。内容につきましても、当初はステージ発表と作品展示で予定していましたが、ステージ発表を止め、作品展示のみとしました。展示期間につきましては、各講座の作品を1週間単位で交代する予定でしたが、講座生からは、土日に集中したいとの要望が多く出ています。そのため、2月19、20の土日でまとめて行う方向で調整しています。

コミュニティ関連事業につきましても、小学生を対象とした「ダンス入門を開催し、通年おこなっている健康体操やグラウンドゴルフも緊急事態宣言期間を除いて実施しました。紙バンドのバックづくりやリンパストレッチも延期しましたが、10月以降に開催しました。

今後も、コロナウイルス感染症に十分注意しながら、地域の拠点として講座を開催していきたいと考えています。以上、よろしく願いいたします。

#### (小川公民館)

小川公民館長の池谷です。

それでは、小川公民館の上半期の活動状況をご報告いたします。

新年度のスタートは順調で、各段、コロナ感染の心配もなく、各種学級、講座を実施してきました。しかしながら、8月に入り静岡県に緊急事態宣言が発令され、また、焼津市内の感染者数も急増し、主催講座の中止を余儀なくされました。

ただ、高齢者学級や成人学級などの通年講座は1回、単発の主催講座で中止になったものは3事業と、比較的影響は少なかったと感じています。

なお、「ふまねっと運動教室」は、全4回が主催講座中止期間と重なり中止となりましたが、日程を再調整し、12月に実施することとなりました。

緊急事態宣言前の夏休みに実施した「子ども料理教室」「子どもお菓子づくり」は、募集早々定員に達し、また「夏休み子どもダンス教室」は、「焼津市地域おこし協力隊」の花田さんを講師に迎え、参加した子どもたちからは「またやってほしい」という声を多くいただきました。

コミュニティ事業の「親子電波教室」では、電波について学びながら親子でラジオを作り、完成後、電波を受信できて喜ぶ親子連れの姿が見られました。

今年度の公民館まつりですが、作品展示を公民館ロビーで来年1月～3月に、ステージ発表を1月29日(土)に行う予定です。この日程は、6月の学級長・代表者会議で説明し、その後意向調査を行い、準備を進めてきたもので、緊急事態宣言の影響はほとんど無かったと感じております。

すでに参加団体は決まり、明日27日に参加団体を対象とした説明会を実施します。

なお、作品展示には14団体、ステージ発表には6団体が参加します。

新型コロナウイルスの感染者は、県内でもゼロの日が増え、利用者の皆さんからも安堵の声が聞かれます。

しかし、昨年もこのような状況から年末年始連休後、少しずつ感染者が増加に転じています。引き続き利用者の皆さんには、感染対策を呼び掛け、皆さんが安全にそして安心して活動ができるよう、努めてまいります。以上、報告を終わります。

#### (和田公民館)

和田公民館の小林です。よろしくお願ひします。

資料に沿って今年度上半期の活動報告をご説明いたします。

各講座、事業とも、コロナウイルスの拡大防止に係るまん延防止等重点措置や緊急事態宣言等を受けて中止した活動があります。

まず、和田公民館の自主講座・自主グループは44講座を開講しています。1講座を除き5月に開校し、第1回学級長会議を5月15日に行いました。中止した活動は延べ172回と、第2回学級長会議です。

次の、高齢者学級と女性講座は、5月開講で上半期4回のうち1回をコロナの関係で中止し、3回実施しました。

子ども対象講座は予定通り2回実施しました。

成人短期講座は予定した6講座のうち2講座を中止しました。

次に、公民館まつりです。年度当初は10月30、31日を予定しましたが、6月の和田地区地域づくり推進会役員会において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施内容を昨年度同様、不特定多数の来場が見込まれる催事等は中止、公民館自主講座生による展示のみを行うこととしました。

この展示は、希望する講座のみ順番に1週間の展示期間とし、11月9日火曜日から公民館ロビーで行っています。

コミュニティ関連事業につきましては、一部延期したものはありますが、中止は子どもわくわくクッキング教室と和田地区の区民体育祭です。

本年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、講座を中止したり、参加人数を制限したりすることになりました。

コロナウイルスの感染状況は、国内こそ落ち着いていますが諸外国では悪化しています。感染拡大も想定し、今後の講座立案にあたっては、可能な感染防止対策と実施規模のバランスを総合的に判断して実施内容を決定していく必要があると考えています。以上です。

#### (豊田公民館)

豊田公民館の大石です。

自主講座・自主グループの緊急事態宣言で中止した延べ回数は、171回になります。

高齢者学級である「ゆたか学級」は9月までに4回開催する予定でしたが、9月が中止となり、成人学級の「ありのみ学級」は5回開催予定でしたが、8月、9月の2回中止になりました。

子供・親子対象講座ですが、「虫よけアロマスプレー」、「やってみようブレイクダンス 低学年」、「チャレンジクッキング」、「SNSで使えるスタンプ画像作成講座」、「電気について考えよう！」が開催できました。

中止した講座は、「やってみようブレイクダンス 高学年」と「豊田科学研究所」で、年間通して7回開催していますが、9月の回が中止となりました。

子供の講座については、やはり新型コロナウイルスの影響か定員を持たさない講座もありました。

成人講座は、緊急事態宣言中の講座がなかったため中止したものはありませんでした。

公民館まつりについて、11月6、7日で予定していましたが、代わりに自主講座の作品展示を1月23日（日）から2月26日（土）まで5講座が1週間ごと展示を行う予定です。

コミュニティ関連事業については、開催できたものは、地域福祉実践推進委員会主催の第1期「ベビーエクササイズと親子体操」、「介護を必要としない身体を作りましょう！」です。

中止したものは、緊急事態宣言中であった第2期「ベビーエクササイズと親子体操」、「介護を必要としない身体を作りましょう」、友愛訪問です。

青少年健全育成連絡協議会の夏季の街頭補導は後半が緊急事態宣言中になってしまいました。

なお、現在は新型コロナが落ち着いている状況ですので、講座などの利用者も増えており、「味噌づくり講座」や「ベビーエクササイズと親子体操」は実施しております。

中でも、学生を対象にした自習室である「学生のための勉強部屋」は11月になってから利用者が多くなっており、11月1日から24日までの利用者が男女合わせて203名の利用があり、多い時には1日当たり24名の利用者がありました。

今後も12月に予定している講座を実施予定です。

今後も、感染状況に応じてですが、市民のニーズに合った講座を開催していきたいと考えております。以上で説明を終わります。

#### (港公民館)

港公民館の松下です。よろしく申し上げます。

令和3年度上半期の活動報告についてご説明いたします。

まず、今年度55講座ありました自主講座・自主グループですが、緊急事態宣言により、中止した延べ回数は、191回となりました。

学級長会議につきましては、第1回を5月29日に行いましたが、8月21日に予定していた第2回につきましては、コロナウイルスの感染状況を考慮し、書面会議と致しました。

次に、高齢者学級の「ほのぼの学級」ですが、予定された上半期5回のうち1回が中止となりました。

成人学級の「父親学級」については3回のうち1回が中止となりました。

同じく、成人学級の「アザレア学級」は5回のうち2回が中止となりました。

子ども・親子対象講座は予定どおり5講座開催いたしました。

成人短期講座については、こちらも予定どおり4講座開催いたしましたが、新型コロナウイルスの影響か、定員に満たないものが多くありました。

次に、公民館まつりですが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、催事等は中止とし、自主講座・自主グループ及び地域の皆様による作品展示のみを行うこととしました。

作品展示については、11月2日の火曜日より、2週間の展示期間にて、順番に公民館ロビーで行っています。

コミュニティ関連事業につきましては、予定された9事業のうち3事業を延期致しました。

延期した3事業のうち、映画鑑賞講座と文学鑑賞講座は11月に開催致しましたが、親子体操教室につきましては、応募人数が少なかった為、中止となりました。

今後も講座等事業の開催については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、開催の可否及び、募集人数の決定を行って行きたいと思っております。

#### (大村公民館)

大村公民館清水です。よろしく申し上げます。

大村公民館の令和3年度上半期の活動報告をします。

大村公民館の本年度の実施講座は、自主講座41、自主グループは1、合計42講座でスタートしました。フラワーアレンジメントの2講座を増設して5月から始まっていますが、緊急事態宣言を受けての中止延べ回数は149回になります。

高齢者・成人・社会学級は例年上半期で各4回程度の開催を予定していますが、いずれの学級も1ないし2回の中止となっております。いずれの学級も、多種多様なプログラムで受講生からは概ね好評を得ていると感じており、10月からは通常開催となっております、出席者の方も昔のような形に戻ってきています。

子ども・親子対象講座は、「親子リトミック」から始まり、夏休みには初めて開催する子供向けの「将棋講座」や「プログラミング講座」を実施し好評でした。夏休み前半に計画した講座が多く緊急事態宣言の影響を受けなかったことは幸いでした。

成人短期講座は、「花沢の里を巡ろう」と題した健康的な散策から始まり、「刀剣講座」「燻製講座」を実施いたしました。しかし8月9日に予定していた「スマホ講座」は残念ながら中止となったものもあります。その他はなるべく延期で対応しております。

公民館まつりは当初10月30日31日に自主講座生による発表と展示のみの縮小開催を予定しておりましたが、緊急事態宣言による自主講座の活動自粛により10月の開催を断念し、翌年1月以降に展示と発表を分散して開催する予定で準備を進めています。

コミュニティ関連事業も、5月に規模を縮小し総会を行いました。

「子どもフェスティバル」や「夏休み子ども社会見学」「ふれあいサマーコンサート」などを開催いたしました。しかし残念ながら毎年夏休みのメインイベントである「瀬戸川遊び隊・遊びの中から川を知ろう」は緊急事態宣言中のため中止となりました。12月には瀬戸川を愛する会と共催で、「瀬戸川オリエンテーリング」を予定しております。今回は従来までのオリエンテーリングにゴミ拾いも加えての開催で、現在準備を進めているところでございます。

以上、大村公民館の令和3年度上半期の事業報告となりますが、本日は緊急事態宣言中の公民館職員の活動についてご報告させていただきます。緊急事態宣言により公民館活動はいつものようにはいかなりました。昨年度の緊急事態宣言時には初めての経験で手をこまねいている状態でしたが、今回はやれることをやろうと公民館職員全員で意見を出し合いました。今まで気になっていたけど、直せなかったもの、汚れている箇所、それぞれの職員が意見を出し合って、200足以上あるスリッパを除菌し干したり、障子やカーテンの修繕したりしました。作業をする場所を分散することによって、職員同士のソーシャルディスタンスの確保もでき一石二鳥だったと思います。以上です。

#### (焼津公民館)

焼津公民館の増田です。よろしく申し上げます。

今年度上半期の活動報告について、資料に沿って説明いたします。

当公民館も新型コロナに関する緊急事態宣言等の影響により中止、又は延期した講座や事

業があります。

最初に焼津公民館の自主講座、自主グループは42講座あります。一部の講座を除き5月に開講しました。中止した講座は延べ150回、学級長会議は、第1回は予定通り開催できましたが、第2回は、8月下旬開催予定でしたがコロナの影響で10月に延期して開催しました。

次に、高齢者学級のすこやか学級は5回中2回、成人講座のレディースセミナーは4回中2回、社会学級は3回中1回が中止となりました。

子ども対象講座は、例年、地域コミュニティの皆様と夏休みに講座を開催しておりましたが中止となりました。中止となりました事業につきましては、コミュニティ関連事業に記載しております。

成人短期講座は、1講座の中止となりました。

公民館まつりは、11月6日、7日の予定でしたが、ステージ発表や物販、各種イベントは中止とし、これから館内のロビーにて12月は小中学生、すこやか学級、社会学級の作品展示を行います。1月は週替わりで自主講座、自主グループの作品展示を行う予定で調整しています。

最後にコミュニティ関連事業につきましては、コミュニティ役員の方々と協議しながら事業開催の有無を決定してきました。先程、報告しました子どもを対象としている講座、夏休み社会見学、子どもクッキング、科学講座など夏休み期間中に予定していた講座が中止となり、とても残念でした。

現在は新型コロナの感染状況は落ち着いておりますが、引き続き感染拡大状況に注意しながら、また感染防止対策を行いながら講座等の実施の可否を判断していきたいと思っております。

#### (大井川公民館)

大井川公民館の谷澤です。よろしく申し上げます。

今年度上半期の活動報告についてご説明いたします。

5月より大井川公民館の自主講座33講座、社会教育団体28団体をスタートさせ、単発の講座、成人学級を開催しましたが、8月より新型コロナウイルス感染症拡大のため、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言を受けて、自主講座33講座、社会教育団体28団体は、一部の団体を除き、延べ158回を中止としました。

高齢者学級、女性学級は、それぞれ3回ずつ行い、1回は中止としましたが約7割以上の方が毎回参加していただいております。学級長会議につきましては、7月4日を予定していましたが、書面による会議とさせていただきました。

単発講座は8月までに10講座を行いました。ケーキづくり、ゼリーづくりは、地元のケーキ屋の方を講師として招き、大変好評で、応募者が多く、午前、午後と1回の予定を2回行っていただきました。

公民館主催講座であるジュニア合唱団の定期演奏会は昨年、新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止となってしまい、今年も開催を迷いましたが、8月22日に無観客で開催しました。

次に、公民館まつりですが、大井川公民館は毎年2月に行っておりますが、今現在、新型コロナウイルス感染症は落ち着いてきていますが、今年度も規模縮小して、展示を主体に考え、講座の方や社会教育団体の方にアンケートをとって、決めていきたいと思っております。

コロナウイルスの感染状況は、今は落ち着いておりますが、今後も感染対策を利用者の方にも呼びかけ、公民館としても可能な感染防止対策を実施して、利用者の皆さんが安心して、利用できるよう努めていきます。

<質疑応答>

関富美子委員

Q. 公民館に成人学級や社会学級があり、その中に女性講座はありますが、男性講座はない。なぜ女性だけに特化するのか。男性の出番を作る意味でも気軽に男性が受講できるような形のネーミングをしてみたらいかがかと思います。

(見崎課長)

A. 東益津公民館は、女性講座を「木曜講座」に名前を変え、男性の方も参加しています。ただ、女性講座で女性ばかりというのはありますので、そこは検討させていただき、来年度以降に対応させていただきたいと思えます。貴重なご意見ありがとうございます。

#### 橋本登委員

Q. 各公民館にWi-Fiを整備すると伺いました。例えば焼津公民館の場合は、この大会議室を含めて全ての会議室に敷かれるものなのか。今年中に本当に整備が終わるものなのか。また、オンラインができるようになるといういろいろなことができると思う。ルール作り、方向性、どういったものに主に使っていくのかというものが決まっているのか教えていただきたい。

(小林主査)

A. 公民館でWi-Fi環境が整備されるのは1月からの予定です。使える範囲としてはロビー等フリースペース、また、各公民館で主なパソコン講座とかWi-Fiを利用する講座が見込めるような主要な会議室に整備する予定です。すべての部屋につくかということ、そうではなく、基本的にはフリースペースとか大集会室等の一番見込める部屋につけるよう考えています。あと、どういった講座をやっていくとか優先順位をつけているわけではありません。今のところ見込んでいるのは、エクセルとかワードしか習うことができなかったパソコン講座で、Wi-Fiを使ってインターネットを利用した講座ができるとか、スマホの講座でアクセスしながらできるとか、ZOOMの会議とかにも使えるようなものを整備していく予定です。

#### 村松晶子委員

Q. 公民館まつりはそれぞれで展示を行いますが、ステージ発表は中止となるところが多くあります。自主講座の方達は発表の場が励みになっていて、空間を一緒にされた方達もとても楽しそうにされているのを拝見しました。改めて、発表する方も聞きに来る方もすごく楽しまされていると感じました。今の段階では難しいと思えますが、自主講座の方達が、ステージ発表に変わり、ミニコンサートのようになれるようにすれば、皆さんの励みになると感じます。可能であれば受講生の方に声を掛けてもらい、ご希望のグループにはぜひ発表の場を、と心より願っています。

#### 巻田幹彦委員

Q. 今のご時世で非常に静かというかこじんまりしており、スマホにしても何にしても一人でこもっている状況が多いように感じられます。最近巷で言われているところのスマホの問題で、非常にさみしくて暗い話です。一番初めに公民館的なものを始めたという資料を読んだことがあります。地域の年代を超えた方とかお家でいろいろ作業したりしている人がみんなできると、みんなで協力し合おうじゃないかというような元があったと聞きます。公民館を活用して地域も盛り上げ、年代も盛り上げ、年代を超えた生涯学習が今後一つでもあると楽しいかなと思えます。今後そういうような方向性で、音楽が一番いいですけど、いわゆる地域のお祭りのような感じで皆さんが楽しんでもらえるものがあれば非常にありがたいと感じます。よろしく願います。

(見崎課長)

A. 貴重なご意見ありがとうございます。それこそ地域の活動がコロナ禍においてほとんど

できない状況が長らく続いておりますので、今いただきましたご意見を各館長が考えながら対応していきたいと思っています。ありがとうございました。

## ②地域交流センター化について

※小林主査より説明。

公民館の地域交流センター化について説明させていただきます。

資料2をご覧ください。3ページ目の資料は一部2ページ目の資料と重複していますが、基本的に3ページ目の資料は使用しないと捉えてください。

資料2の1ページ目をご覧ください。公民館の地域交流センター化についてまとめました。始めに公民館の現状と課題についてです。

本市では、社会教育法に基づく社会教育施設として、中学校区ごと9つの公民館が設置されており、住民の学習活動や地域活動の拠点施設として利用されています。

しかし、近年、利用者の高齢化・固定化や市民のニーズの変化等により年々利用者が減少しており、会議室の平均利用率30%程度に留まっています。また、人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化により、人々のライフスタイルや意識の多様化が進み、より一層の住民ニーズに応じた役割（例えば、福祉、学校連携、防災、まちづくり等の様々な分野での地域課題への取り組み）が求められています。

次になぜ地域交流センター化を目指すのか？ということについて説明致します。

公民館を地域交流センター化することにより、社会教育法に定める公民館の枠組みにとられない施設とすることができるからです。つまり地域交流センター化することにより、施設の利用制限を緩和し、施設利用の自由度を高めることにより、幅広い視点で生涯学習や地域づくりを推進するための拠点施設を目指していくということです。

次に、地域交流センター化では具体的にどうしていくか説明します。

1つ目の取組は 利用基準の緩和です。利用基準の緩和により、現在の公民館では利用を断っている、企業による施設利用が可能となり、幅広い分野での利用が促進され、生涯学習や地域づくりに企業等が寄与することが期待できるとともに、住民のニーズに応えられる講座やイベントが可能となります。

2つ目の取組は、地域の交流拠点としての機能強化です。

地域住民同士が気軽にふれあえるロビーなどのフリースペースの提供、地域情報の掲示や発信をこれまで以上に積極的に行うとともに、Wi-Fi環境の整備により若い世代等の施設利用を促進します。また、使用料のキャッシュレス化、申請の電子化により利用しやすい施設を目指します。

3つ目の取組は、地域人材の活用です。

地域交流センターの講座や新元気世代プロジェクトにより地域人材の育成をします。また、そこで学んだ方が講師となり、さらに地域の方に様々な知識や技術を伝えていくための仕組みを作り、個人・団体等の交流・連携の促進をします。さらに、地域の課題解決のために、地域団体、地域の人材、企業等が連携を促進するための仕組み作りに取り組んでいきます。

以上の取組により、多様化する地域ニーズへの対応し、生涯学習や地域づくりを推進するための拠点施設を目指していきます。

次に資料2の裏面をご覧ください。

具体的な取組の中で1つ目について事務局から提案させていただきます。利用基準の緩和についてです。

1 多様化する地域ニーズに対応するため、企業および営利目的の利用について利用基準を緩和します。

利用基準の緩和のイメージの図をご覧ください。

このイメージ図では上にある事業ほど、優先度が高く、利用料金が安い事業となっています。例えば、主催事業である交流センターが行う講座やおまつり等のイベントや、市や自治会等の地域団体が使用する場合、障がい者団体が利用する場合には、利用料が全額免除となっています。

次に中段にある社会教育団体が利用する場合には、利用料が半額免除となります。それら以外の一般団体利用については通常料金となり、市外在住の団体の場合は1.5倍の料金となっています。ここまでは、これまでの公民館で貸館の利用基準と同じです。

今回、地域交流センター化により下の2段に記載している利用を追加することを想定しています。

市内および市外の企業の利用、または商品の展示、宣伝又は販売等が伴う営利目的での活動について利用を可能とするものです。利用料金については、通常料金に一定の加算をすることを予定しています。資料3ページ目に2倍、3倍と表現が出ていますが、あくまで案として書いてあり、資料2では加算と表現しています。加算する率の割合については、他市の事例等を参考にしながら、今後事務局で設定していきます。ちなみに、浜松市や藤枝市の例でいいますと、企業や営利目的での利用をする場合には、通常料金の2倍程度の加算をしています。企業等の利用を可能とすることで具体的な例は、利用内容の例にあります。企業によるロボット教室、企業による料理教室、農協による地域特産品の販売、フリーマーケット、音楽教室等による発表会。昨日市役所1階の海街ホールで水産課と小川漁協とコラボしてサバを使ったカレーや料理をやっていましたが、こういったことも公民館で可能になります。なお、今ご説明したように利用基準の緩和をしていきますが、利用者にトラブルが発生する可能性が高い以下の利用については、原則として利用を認めないものと考えています。

- (1) 商品の購買を増やすと利益が入る仕組みのネズミ講式の取引（マルチ商法等）
- (2) 異常に高揚した心理状態で契約を締結させるもの（催眠商法等）
- (3) 講習会（学習会）の形態を取りながら、物品のかわりに会員資格等を売る行為
- (4) 無料サービスで人を集め、高額商品やサービスを売る行為
- (5) 求人のかたつて人を集め、商品を売る行為（就職商法等）
- (6) 貴金属等の買い取り
- (7) 霊感的・疑似医学的な説明で消費者の不安感を煽り、商品を売る行為（靈感商法等）
- (8) リスクを伴う金融商品の取引、投資等の勧誘行為
- (9) 高額な物品販売
- (10) 市民の個人情報収集するための活動
- (11) 地域交流センター主催と判断しかねない誇大広告を使用する場合
- (12) その他市民にとって不利益となりうるもの

となっております。

4枚目の資料が政治的活動の利用判断、宗教的活動の利用判断ですが、これは今も公民館で行っているものと同じイメージです。基本的には特定の政党や政治団体の利害に結び付く活動については、今までどおり認めないという方向です。宗教団体も同じく、特定の宗教団体を支援するようなものは認めないということで案内していこうと思います。

以上で、地域交流センター化の概要および貸館の利用基準の緩和についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

#### <質疑応答>

林紘一朗委員

Q. 会議室等の貸館基準の緩和について、原則の(6)、(9)、(11)についてですが、(6)の「貴金属等の買い取り」は基準を設け、(9)の「高額な物品販売」も最高限度を設けれ

ば可能なのかなと思います。(11)の「誇大広告をして使用する場合」について、当日になってわかった場合、どうするか教えていただきたい。

(小林主査)

- A. 条例等で規定していくことになるかと思いますが、基本的には初めに条件を言ったうえで使用してもらうこととなりますので、その約束が守られない場合は、利用中止になると思います。高額な物品の基準については、他の市の例でいうと1万円を基準にしているところがあります。

(小梁部長)

- A. 交流センター化に向けた基本的な取扱いについて、当然誰もがマルチ商法の場合として貸していいかっていえばダメとなります。でも、マルチ商法ですと言ってきません。今日は売るためではない、研修をやりますという戦法で来ます。ですので、ここに書いてあるのを止めたいのはわかりますけど、社会教育法でこういう行為はダメと決まっているものを外すとすると地方自治法上の公共施設の使い方になります。その場合に、どういう場合が相手方の使用を中止できるか、それが建物を破壊したり、反社会的な団体として認定されていたり、公共の風俗を乱すとかそういった例に限ります。それ以外はありません。貸館する場合、怪しいのが来て、借りていきます。売ってはいけませんと言っても次の日売っているかもしれません。そのあたりはなかなか厳しいものがありまして、今の社会教育法上の縛りがあった方が良くと思います。ただ、公共性が担保されていて、地域の集まりに関連するものなら売れるという形にすればいいと思いますが、結局、今の社会教育法上でいうと個人的な、例えば、船舶免許を取るための講習会を開きたいと言っても個人の資格ですのでダメです。公共性が薄いということでできません。ですので、公民館をセンター化することによって拾い上げ、地域コミュニティ、個人にも資する形を目指していきます。おっしゃることはごもっともですが、市の考えは資料のとおりですので、いろいろな事例を探して次回までにもうちょっと細かく詰めた内容でご報告したいと思っています。皆様方には本日、疑問に思うことを事務局に言ってください。それをもとに、なるべく近づけた形での交流センター化を図っていきたくて考えていますので、よろしくをお願いします。

杉山秀夫委員

- Q. 公民館を地域交流センターにするということは、公民館ではなくなるということですね。今まで縛りがあった教育関係の法令から外れることとなりますね。今日の話題になっている貸館の問題ですけど、営業の自由とか職業選択の自由とかありますので、当然こういう形ですよ。最後のページの政治活動の利用、宗教的活動の利用がダメだという理由は何ですか？憲法上、思想信条の自由もあるし、集会結社の自由もあるし、宗教の自由もあるし、宗教については活動も多岐に渡っています。そういった時に、例えば環境問題について、政治とか宗教とかに関係のない人が、環境の問題について議論すると言ったら良いですよ。でも、例えば一定の政党が環境問題について議論しようとしたらダメですよ。そうすると一定の思想とか団体に所属することによってダメということは、そういう団体に対して、平等になっていないこととなります。貸館ですので思い切って全部オープンの方が事務局としてやりやすいのではないかなと思います。

(小梁部長)

- A. ありがとうございます。おっしゃるとおりです。政治結社の自由、宗教の自由は当然憲法で保障されているものです。ただ、今までの公民館の使い方をなんとか守りたいと思っています。社会教育関係、生涯学習関係、地元のコミュニティ関係を守りたいですから、貸館した時に、まず優先的に地元のこれまでの団体を優先して入れることとなります。その後の貸館については、基本的には法に触れない使用以外は開放していくしかないのかなと考えております。しかし、安易にそれをやると、地元の方々に同意を得られない、不安

を煽ることになるかもしれません。市としては公民館が変わるに当たって一番譲れないところかなと思っていますから、市でもいろいろな全国の事例を調べています。それで条例でどこまで縛っているか、そのあたりを考えております。杉山委員のおっしゃることはごもっともですから、いろいろなケースを調べ、良い案を出して、またご議論いただきたいと思っています。

#### 小杉山正雄委員

Q. 我々の立場についてですが、最終的な話、みんなが納得しないと言った場合はどうなりますか？どこまで権限がありますか？単なる審議だけで、我々の位置づけがわからないと次回また問題点について説明されてもいまいちわかりづらくなってしまいます。

(小梁部長)

A. 運営審議会は運営についてのご提言等をお願いしておりますが、市がやろうと思えば交流センター化はできてしまいます。できますが、皆様方の同意がなくて進める意味がないと思っています。各地区の代表者としてご参加いただいている方々が納得しないような事業を市が強引に進めるということは、できるできないの話ではありません。どこまで権限があるかとかの話はおいといて、なるべくこの場のコンセンサスを得て進めていきたいと考えています。ぜひともご理解をいただきたいと思います。

#### 村松晶子委員

Q. 以前、藤枝の交流センターの方とお話させていただいた時に、交流センター化して貸館の収入が大きかったということを知りました。これは運営していくには必要だと理解していますが、一番気になる点は駐車場の問題です。焼津公民館みたいに広い駐車場がある所はそんなに問題ないと思いますけど、駐車場が少ないところで貸館業務をされた場合、企業や生涯学習の講座が同時にあれば、この問題って結構大きいと感じています。

それからもう一点は、自主講座と自主グループのことで、交流センター化した時には自主グループに移行していくと思いますけど、そのあたりのスケジュール的なもの、一番ここが利用していますので、たぶん交流センター化すると混乱してくると思います。どのようなスケジュールでうまくいくのか、という疑問でして、次回そのあたりを案としてお聞かせ願えればありがたいと思います。

(見崎課長)

A. 自主講座と自主グループの課題もあり、まだ解決案が決まっていますので、次回以降に回答させていただきたいと思っています。

#### 奥山喜代子委員

Q. 私は講座の講師をしております、自主講座の日に祝日に当たった場合、小川公民館は日を変えていただけました。私は小川公民館と港公民館の講師をしていますが、港公民館は第5週あっても祝日の時には、講座はお休み、振り替えもできず、講座が何週何曜日と決まっています。その日の都合が悪くて変更してほしい時、小川公民館と和田公民館は部屋が空いてれば可能ですけど、港公民館はどういうわけかできませんでした。曜日を変えないと空いてない時に「曜日を変えれば変更できますか？」と聞いたら、それは使用料が必要だと言われました。自主講座なのにそんなのかと講座生からも話が出ていまして、公民館によってこんなに違うのはどうしてかなって思っています。

(見崎課長)

A. 事実関係が把握できておらず、この場で回答できませんので、後日ご連絡させていただきます。

## [5] その他・連絡事項

## ①第3回焼津市公民館運営審議会の日程変更のお願い

## ※ 小林主査より説明

次第に書いてあるとおりですが、次回の公民館運営審議会について、日付と場所が変更になります。第1回の年間行事の日程では、令和4年3月16日2時から焼津公民館の会議室5・6で実施する予定でしたが、新庁舎が新しくできたことから日程を変更させていただきます。令和4年3月17日木曜日午後2時から焼津市役所新庁舎の1階大会議室Bに変更させていただきますので、ご承知おきください。また近くなりましたら通知させていただきます。

あと、本日追加でお配りした資料がありますが、県から公民館長及び公民館運営審議会委員の研修案内が一昨日届きました。内容は確認していただき、出席を希望される委員さんについては12/10金曜日までに各公民館またはスマイルライフ推進課の小林までご連絡いただけたらと思います。旅費についてはこちらで負担させていただきますので、検討をお願いします。

## [6] 閉 会

(見崎課長)

長時間にわたり、ご協議いただきましてありがとうございます。以上を持ちまして第2回焼津市公民館運営審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

焼津市公民館条例施行規則第11条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

\_\_\_\_\_ 印

議事録署名人（委員）

\_\_\_\_\_ 印